

富田林市  
工事等事故報告マニュアル

令和6年4月

契約検査課

## 1 目的

本マニュアルは、富田林市が発注する建設工事、建物施設工作物等修繕及び建設業関連業務（以下「工事等」という。）に関して発生した事故を迅速かつ適切に処理するため、工事等を所管する課（以下「工事担当課」という。）及び受注者の事故の報告等に関する手続について、必要な事項を定めるものとする。

※建設業関連業務：公共施設点検・調査業務、除草業務等

## 2 報告を要する事故の範囲

本マニュアルにおいて報告の対象とする事故は、工事等において発生した次の表のいずれかに該当する事故とする。

事故の分類	事故の定義
労働災害	<p>工事作業場内及びその隣接区域（以下「工事区域」という。）において、工事等の作業が原因で、工事等関係者が死亡あるいは負傷（入院又は通院加療を要するものをいう。以下同じ。）した事故。また、資機材・工場製品輸送作業（以下「輸送作業」という。）に起因して工事等関係者が、死亡あるいは負傷した事故</p> <p>※工事作業場：工事等を施工する場所の他、工事等材料の集積・廃棄、又は機械類を置く等工事等のために、固定あるいは移動柵等により周囲から明確に区分した区域</p> <p>※隣接区域：本来、工事作業場外での作業は禁じられているが、適切な安全対策のもとに作業上やむを得ず使用する工事作業場に接続した区域。</p>
もらい事故	<p>工事区域において、工事等関係者以外の第三者（以下「第三者」という。）の行為が原因で、工事等関係者が死亡あるいは負傷した事故</p>
死傷公衆災害	<p>工事区域において、工事等の作業及び輸送作業が原因で、第三者を死亡あるいは負傷させた事故</p>
物損公衆災害	<p>工事区域において、工事等の作業及び輸送作業が原因で、市又は第三者の資産に損害を生じさせた事故</p> <p>※「物損公衆災害」で報告を要しない軽微なものとは市又は第三者の資産に損害を与えた事故により、第三者の死傷に繋がる可能性がないもの。(例) 水道管の破損で周囲への影響（断水等）が小さい場合など。なお、第三者の死傷に繋がる可能性はないものの、広範囲の断水や架空線切断による停電、及び廃油の河川漏洩など、第三者への被害や周囲への影響が大きい場合は「その他」に区分する。</p>
その他	<p>工事区域において、火災又は爆発の事故、その他クレーン、ゴンドラ、ボイラー等に関する事故や不発弾が発見された場合など</p> <p>※「その他」で報告を要するものは、労働安全衛生規則第96条関係で労働基準監督署への届出（報告）が必要なものや、不発弾の発見等報道による注意を促す必要があるものなど。(例) クレーンやワイヤロープ切断に伴う事故など、労働基準監督署への届出（報告）を行う必要があるもの。</p>

### 3 事故発生時の対応

#### (1) 受注者がすべきこと

受注者は、工事等において事故が発生したときは、救護等の対応を行うと共に、事故の拡大を防止し、現場の安全を確保するための緊急の措置を行った後、当該工事等の工事担当課の担当職員又は監督員（以下「監督員等」という。）に対し、下記のとおり事故の報告を行うものとする。

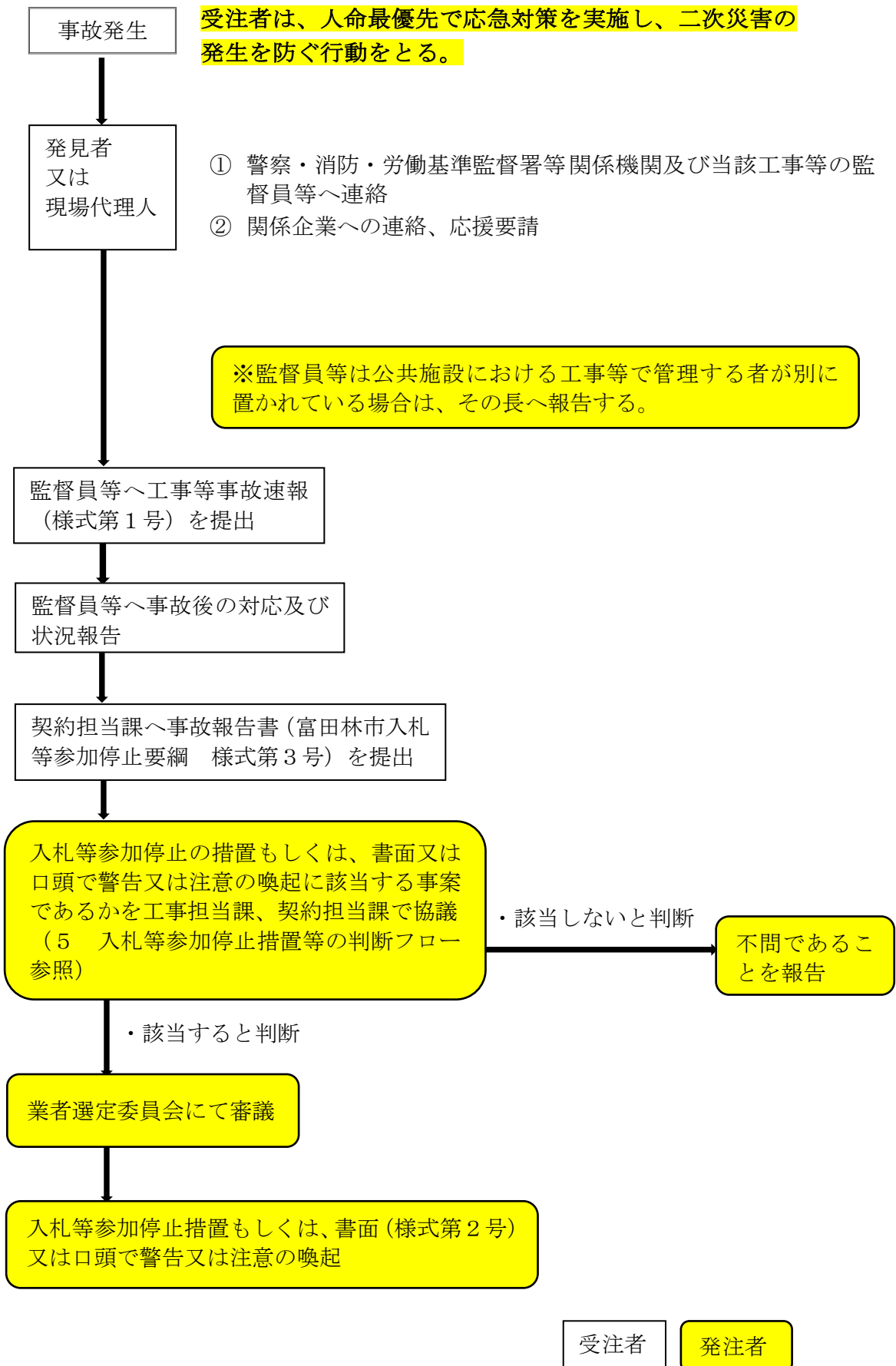
- ① 受注者は、事故の状況を的確に把握し、直ちに警察、消防その他の関係する機関に連絡するとともに、当該工事等の監督員等に事故の発生を報告する。
- ② 受注者は、上記の報告を行った後、情報を収集し、事故の原因、内容及び当該工事等の概要を工事等事故速報（様式第1号）により速やかに、監督員等に提出する。

#### (2) 発注者がすべきこと

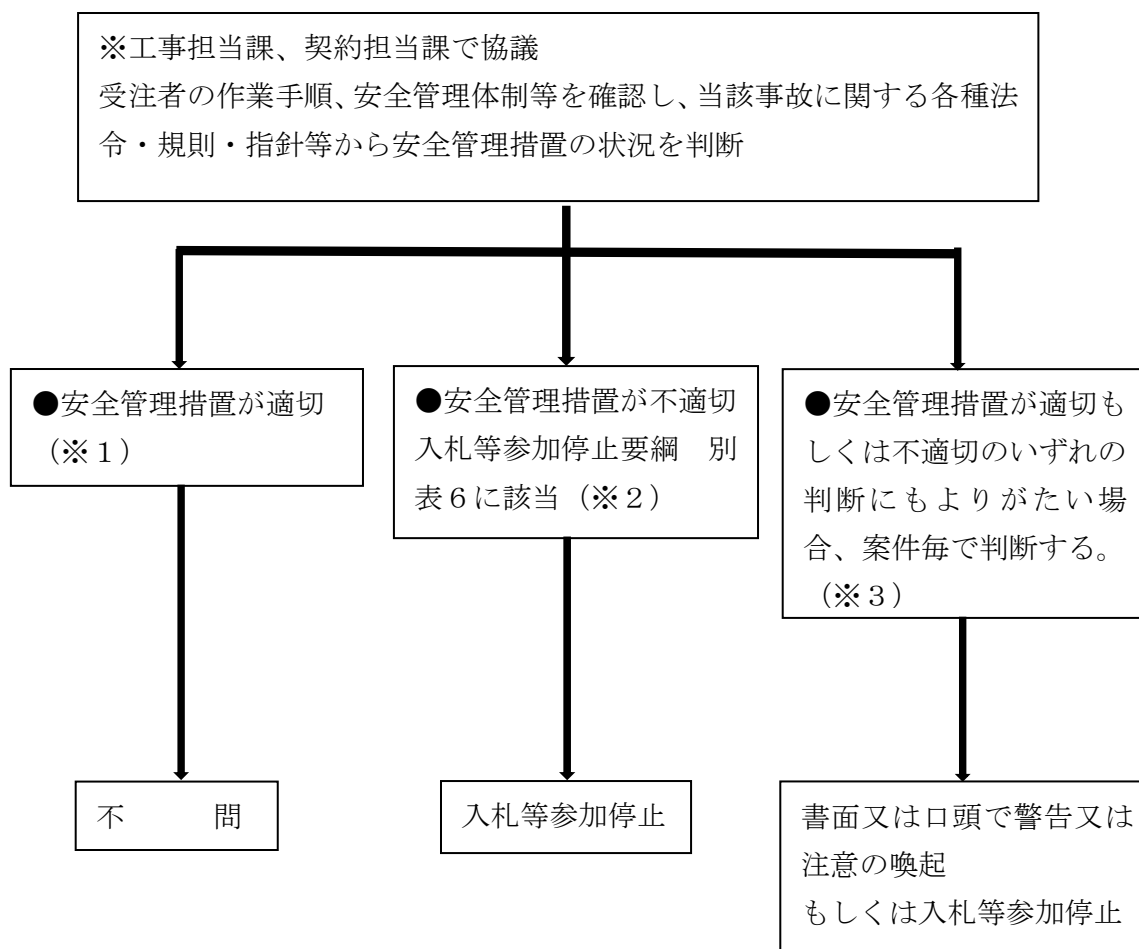
監督員等は、受注者より事故の報告があった場合は、応急措置等の指示を出したあと、速やかに下記のとおり報告を行うものとする。

- ① 監督員等は、受注者から事故の報告を受けた場合は、工事担当課長へ報告する。また、公共施設における工事等で、施設を管理する者が別に置かれている場合は、その長への報告も行うこと。
- ② 工事担当課は、受注者から工事等事故速報（様式第1号）による事故の報告があった場合は、契約担当課と事故の内容が入札等参加停止措置に該当する案件であるか書面又は口頭で警告又は注意の喚起に該当する事案であるかを協議する。

#### 4 工事等事故対応フロー



## 5 入札等参加停止措置等の判断フロー



### ※1 安全管理措置が適切と認められる場合

ア 作業員個人の責めに帰すべき事由により生じたものと認められる事故

例：公道上における車両による資材の運搬中に、わき見運転により生じた事故等

イ 第三者の行為により生じたものと認められる事故

例：適正に管理されていたと認められる工事等の現場内に、第三者の車両が無断で進入したことにより生じた事故等

※2 安全管理措置が不適切と認められる場合

- ア 原則として発注者が設計図書等により具体的に示した事故防止の措置を受注者が適切に措置していない場合、又は発注者の調査結果等により当該事故についての受注者の責任が明白となった場合
- イ 当該工事等の現場代理人等が刑法、労働安全衛生法等の違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたことを知った場合

※3 安全管理措置が適・不適のいずれの判断にもよりがたい場合

労働基準監督署が受注者に対して、労働基準法、労働安全衛生法等の法令違反の事実によって事故があった場合に交付する是正勧告書又は法令違反とまではいえないが改善を図る必要があるとした場合に交付する指導票の内容により判断する。（当該内容が行政指導もしくは行政処分のいずれに該当するか）

(様式第1号)

年 月 日

### 工事等事故速報

報告者 (受注者)	企業名		代表者名	
	現場代理人		電話番号	

工事等の名称								
工事等の期間								
事故発生日時	年 月 日 時			天候				
事故発生場所								
事故の種別	<input type="checkbox"/> 労働災害	<input type="checkbox"/> もらい事故	<input type="checkbox"/> 死傷公衆災害	<input type="checkbox"/> 物損公衆災害	<input type="checkbox"/> その他			
事故の概要								
被災状況								
被災者	氏名		年齢		その他			
	勤務先		請負区分					
事故後の対応 (応急処置等)								
事故の原因								
関係機関 への連絡	警察	労基署	消防署	関西電力	NTT	大阪ガス	施設管理者	その他

添付資料 事故現場写真、事故状況図、位置図、その他参考となる資料

(様式第2号)

第 号  
年 月 日

(受注者) 様

富田林市長

### 工事等に係る警告（注意）書

次の案件において、（ ）法を遵守し、今後このような事態が生じることのないよう、富田林市入札等参加停止要綱第11条の規定により警告（注意）する。

#### 記

##### 1 工事等の概要

- ・ 契約番号：
- ・ 工事等の名称：
- ・ 工事等の場所：
- ・ 契約金額：
- ・ 契約日：
- ・ 工事等の期間：
- ・ 現場代理人：
- ・ 主任（監理）技術者：

##### 2 事故の概要

- ・ 事故発生年月日：
- ・ 事故発生場所：
- ・ 事故の概況：



※富田林市入札等参加停止要綱より抜粋

様式第3号（第12条関係）

年 月 日

富田林市長 様

入札等参加資格者名 印  
代表者名

### 事故報告書

#### 1 工事の概要

- ・ 工事名称 :
- ・ 工事場所 :
- ・ 契約金額 :
- ・ 契約相手方 :
- ・ 下請負を行っている場合は、その下請業者名及び所在地（施工体系図を必ず添付すること。） :

#### 2 事故の概要

- ・ 事故発生年月日 :
- ・ 事故発生場所 :
- ・ 事故の概況（被害の状況、事故の原因等も含めて）  
（ ）
- ・ 労働者死傷病報告（労働安全衛生規則第97条）を行った日 :
- ・ 事故原因等に関する警察署、労働基準監督署等の見解  
（ ）
- ・ 安全管理責任義務違反の有無及び今後の対応  
（ ）

連絡先

部課名、担当者名

電話

#### ※添付資料

現場写真、現場概要図、施工体制台帳又は施工体系図、労働基準監督署及び警察署への報告書、新規入場者教育資料、施工計画書、作業手順書、事故発生当時の安全対策、その他資料として指示するもの

※入札等参加資格者が富田林市入札等参加停止要綱第12条第2項の規定に基づき、工事事務の報告を怠った場合には、入札等参加停止の期間を2倍に延長することがあります。

※参考資料

労働安全衛生規則〔昭和47年9月30日号外労働省令第32号〕抜粋

(事故報告)

第九十六条 事業者は、次の場合は、遅滞なく、様式第二十二号による報告書を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

一 事業場又はその附属建設物内で、次の事故が発生したとき

イ 火災又は爆発の事故（次号の事故を除く。）

ロ 遠心機械、研削といしその他高速回転体の破裂の事故

ハ 機械集材装置、巻上げ機又は索道の鎖又は索の切断の事故

ニ 建設物、附属建設物又は機械集材装置、煙突、高架そう等の倒壊の事故

二 令第一条第三号のボイラー（小型ボイラーを除く。）の破裂、煙道ガスの爆発又はこれらに準ずる事故が発生したとき

三 小型ボイラー、令第一条第五号の第一種圧力容器及び同条第七号の第二種圧力容器の破裂の事故が発生したとき

四 クレーン（クレーン則第二条第一号に掲げるクレーンを除く。）の次の事故が発生したとき

イ 逸走、倒壊、落下又はジブの折損

ロ ワイヤロープ又はつりチェーンの切断

五 移動式クレーン（クレーン則第二条第一号に掲げる移動式クレーンを除く。）の次の事故が発生したとき

イ 転倒、倒壊又はジブの折損

ロ ワイヤロープ又はつりチェーンの切断

六 デリック（クレーン則第二条第一号に掲げるデリックを除く。）の次の事故が発生したとき

イ 倒壊又はブームの折損

ロ ワイヤロープの切断

七 エレベーター（クレーン則第二条第二号及び第四号に掲げるエレベーターを除く。）の次の事故が発生したとき

イ 昇降路等の倒壊又は搬器の墜落

ロ ワイヤロープの切断

八 建設用リフト（クレーン則第二条第二号及び第三号に掲げる建設用リフトを

6  
除く。）の次の事故が発生したとき

イ 昇降路等の倒壊又は搬器の墜落

ロ ワイヤロープの切断

九 令第一条第九号の簡易リフト（クレーン則第二条第二号に掲げる簡易リフト

を除く。)の次の事故が発生したとき

イ 搬器の墜落

ロ ワイヤロープ又はつりチェーンの切断

十 ゴンドラの次の事故が発生したとき

イ 逸走、転倒、落下又はアームの折損

ロ ワイヤロープの切断

2 次条第一項の規定による報告書の提出と併せて前項の報告書の提出をしようとする場合にあっては、当該報告書の記載事項のうち次条第一項の報告書の記載事項と重複する部分の記入は要しないものとする。

(労働者死傷病報告)

第九十七条 事業者は、労働者が労働災害その他就業中又は事業場内若しくはその附属建設物内における負傷、窒息又は急性中毒により死亡し、又は休業したときは、遅滞なく、様式第二十三号による報告書を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

2 前項の場合において、休業の日数が四日に満たないときは、事業者は、同項の規定にかかわらず、一月から三月まで、四月から六月まで、七月から九月まで及び十月から十二月までの期間における当該事実について、様式第二十四号による報告書をそれぞれの期間における最後の月の翌月末日までに、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。